

令和4年2月1日

愛知県中小企業団体中央会
会長 長谷川 正己 殿

新型コロナウイルス感染症に係る派遣労働者の雇用維持等に関する要請

日頃より、厚生労働行政の推進に格別の御配意を賜り、厚く御礼申し上げます。

愛知県の雇用情勢については、基幹産業である自動車関連産業を中心に幅広い産業において生産活動の回復の動きが見られ、それに伴い求人は増加、求職者の動きも落ち着きを取り戻し、令和3年11月の有効求人倍率は1.20倍となり、雇用失業情勢は緩やかながら改善基調を示しています。しかしながら、全国的な「オミクロン株」の感染拡大により、新規陽性者数は急激な増加が続き、愛知県におきましても、1月21日には「まん延防止等重点措置」が適用されました。今後、社会・経済に大きな影響が出てくることが懸念され雇用に与える影響を一層注視する必要があるなか、労働者派遣契約の更新が多くなる年度末の時期となっていくため、契約の不更新等が多く発生することが危惧されます。

つきましては、派遣労働者の雇用の維持を図るためには派遣先における対応が必要不可欠であり、貴団体におかれては、下記の事項についての御対応をこの機会に強く会員企業に働きかけていただくようお願い申し上げます。

記

- 一 派遣労働者を受け入れている派遣先企業におかれては、労働者派遣契約の解除や不更新は派遣労働者の方の雇用の不安定に直結することを御認識いただき、安易な契約の解除をお控えいただくとともに、来年度に向けた労働者派遣契約締結の交渉に当たっては、派遣労働者の能力を最大限に活用するという観点に立って、可能な限り労働者派遣契約の更新等を図ること
- 二 やむを得ず労働者派遣契約の解除や不更新を行う場合においても、「派遣先が講ずべき措置に関する指針」(平成11年労働省告示第138号)の趣旨を踏まえつつ、関連会社における就業も含め、派遣元とも協力しつつ派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ること
- 三 派遣労働者の生活の激変を緩和し求職活動への支障が生じないように、社員寮等に入居している労働者については離職した場合も引き続き一定期間の入居について、できる限りの配慮を行うこと

愛知労働局長
伊藤 正史

